

令和6年度決算に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）が平成19年6月に成立・公布されました。

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、基準比率以上となった場合には財政健全化計画などを策定する制度を定めるとともに、その計画の実施の促進を図り財政の健全化に資することを目的としています。

財政健全化法では、健全化判断比率等を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告・住民に対して公表することや、基準を超える場合には財政健全化計画などを定めなければならないことが規定されています。

財政健全化法に基づく東神楽町の財政状況

早期健全化・再生に関する指標

（単位：％）

区分	令和6年度 決算数値	早期健全化基準	財政再生基準	備 考
(1) 実質赤字比率	—	15.0	20.0	
(2) 連結実質赤字比率	—	20.0	30.0	
(3) 実質公債費比率	8.3	25.0	35.0	
(4) 将来負担比率	44.0	350.0		

早期健全化基準以上 → 『早期健全化団体』 → 『財政健全化計画の策定』

財政再生基準以上 → 『財政再生団体』 → 『財政再生計画の策定』

公営企業の経営健全化に関する指標

（単位：％）

区分	水道事業会計	下水道事業会計	備 考
(5) 資金不足比率	—	—	
経営健全化基準	20.0	20.0	

経営健全化基準以上 → 『経営健全化団体』 → 『経営健全化計画の策定』

比率の算定となる東神楽町の会計区分

比率の算定区分・会計区分	一般会計	特別会計		一部事務組合、広域連合	地方三公社、第三セクター等
		公営企業会計			
		公営事業	公営企業		
(1) 実質赤字比率	○				
(2) 連結実質赤字比率	○	○	○		
(3) 実質公債費比率	○	○	○	○	
(4) 将来負担比率	○	○	○	○	○
(5) 資金不足比率			○		

・国民健康保険特別会計診療施設勘定

・水道事業会計
・下水道事業会計

・大雪清掃組合
・大雪消防組合
・大雪葬斎組合
・大雪地区広域連合など

・東神楽町土地開発公社

(単位：千円)

標準財政規模	(ア)	3,843,529	町の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模のこと。
うち臨時財政対策債 発行可能額		10,087	

(1) 実質赤字比率	—	一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額（赤字額）を、標準財政規模で割ったもの。
------------	---	--

注) 一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じていません。

■ 実質黒字比率 5.90%

実質赤字がないため「—」で記載しています。

■ 一般会計等の実質収支額

(単位：千円)

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出 差引額(3) (1)-(2)	翌年度に繰 り越すべき 財源(4)	実質収支額(5) (3)-(4)
一般会計	9,064,933	8,833,104	231,829	4,687	(イ) 227,142

【算定式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{(\text{イ}) ※ マイナスの場合のみ}{(\text{ア})}$$

(2) 連結実質赤字比率	—	すべての会計の赤字額と黒字額を合算した歳出に対する歳入の資金不足額を、標準財政規模で割ったもの。
--------------	---	--

注) すべての会計において実質赤字及び資金不足がないため、連結実質赤字は生じていません。

■ 連結実質黒字比率 7.61%

連結実質赤字がないため「—」で記載しています。

■ 一般会計等以外の特別会計（公営企業会計除く）

（単位：千円）

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出 差引額(3) (1)-(2)	翌年度に繰 り越すべき 財源(4)	実質収支額(5) (3)-(4)
国民健康保険特別会計 診療施設勘定	40,605	37,827	2,778	0	2,778
合計	40,605	37,827	2,778	0	(ウ) 2,778

■ 公営企業会計に係る特別会計

（法適用企業）

（単位：千円）

会計名	a-b-c (1)	流動負債 (a)	控除企業 債等(b)	控除未払 金等(c)	算入 地方債 (2)	g-h (3)	流動資産 (g)	控除財源 (h)	解消可能 資金不足 額(4)	資金不足額・ 剰余額(5) -[(1)+(2)-(3)-(4)]
水道事業会計	47,401	109,070	61,669	0	0	84,320	84,320	0	0	(エ) 36,919

（法適用企業）

（単位：千円）

会計名	a-b-c (1)	流動負債 (a)	控除企業 債等(b)	控除未払 金等(c)	算入 地方債 (2)	g-h (3)	流動資産 (g)	控除財源 (h)	解消可能 資金不足 額(4)	資金不足額・ 剰余額(5) -[(1)+(2)-(3)-(4)]
下水道事業会計	35,054	104,020	68,966	0	0	60,956	60,956	0	0	(オ) 25,902

【算定式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{(\text{イ}) + (\text{ウ}) + (\text{エ}) + (\text{オ}) \times \text{合計額がマイナスの場合のみ}}{(\text{ア})}$$

実質公債費比率	8.3%	地方債の元利償還金などの公債費や公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で割ったもので3ヵ年（令和4年度～令和6年度）の平均値。
---------	------	---

（単位：千円、％）

区分		令和6年度 決算額	備 考
元利償還金の額（繰上償還額等を除く）	A	674,432	
準元利償還金	B	200,296	B = (1) + (2) + (3) + (4)
公営企業債の財源に充てたと認められるもの	(1)	141,070	
一部事務組合等の地方債償還に充てたと認められるもの	(2)	27,690	
債務負担行為の基づく支出のうち公債費に準ずるもの	(3)	31,536	
一時借入金利子	(4)	0	
基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	C	452,241	C = (5) + (6) + (7)
事業費補正に係るもの	(5)	82,262	
災害復旧費等に係るもの	(6)	362,003	
密度補正に係るもの	(7)	7,976	
公債費償還に係る特定財源	D	112,489	
標準財政規模	(ア)	3,843,529	
実質公債費比率（単年度）		9.14	令和4年度 8.07%（単年度） 令和5年度 7.87%（単年度）

【算定式】

$$\text{実質公債費比率(単年度)} = \frac{A + B - C - D}{(\text{ア}) - C}$$

将来負担比率	44.0%	将来的に負担することが見込まれる実質的な負債額（将来負担額）を把握し、負債の償還に充てることができる基金などを差し引いた額を、標準財政規模を基本とした額で割ったもの。
--------	-------	---

(単位：千円)

区分		令和6年度 決算額	備 考
将来負担額	E	10,718,903	E = (1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7) + (8)
一般会計等の地方債現在高	(1)	8,695,684	
債務負担行為に基づく支出予定額	(2)	156,364	
公営企業債等繰入見込額	(3)	953,626	
組合等負担等見込額	(4)	471,261	
退職手当支給予定額の負担見込額	(5)	441,968	
設立法人の負債額等の負担見込額	(6)	0	
連結実質赤字額	(7)	0	
組合等の連結実質赤字額の負担見込額	(8)	0	
充当可能財源等	F	9,223,635	F = (9) + (10) + (11)
充当可能基金	(9)	2,024,423	
充当可能特定歳入	(10)	1,371,832	
基準財政需要額算入見込額	(11)	5,827,380	
標準財政規模	(ア)	3,843,529	
算入公債費等の額	G	452,241	

【算定式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{E - F}{(\text{ア}) - G}$$

(5) 資金不足比率		一般会計等の実質赤字にあたる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率のこと。 公営企業ごとに算出することが義務付けられている。
水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	

注) いずれの公営企業会計も資金不足は生じていません。

■ 資金剰余比率 水道事業会計 46.47%

下水道事業会計 16.32%

資金不足額がないため「—」で記載しています。

(法適用企業)

(単位：千円)

区分		水道事業会計	下水道事業会計	備 考
資金不足額・剰余額	H	36,919	25,902	H = - [(1) - (2) - (3) + (4) - (5) - (6) - (7)]
流動負債	(1)	109,070	104,020	
控除企業債等	(2)	61,669	68,966	
控除引当金等	(3)	0	0	
算入地方債	(4)	0	0	
流動資産	(5)	84,320	60,956	
貸倒引当金	(6)	0	0	
解消可能資金不足額	(7)	0	0	
事業の規模	I	79,440	158,686	I = (8) - (10)
営業収益の額	(8)	79,440	158,686	
うち指定管理者の利用料金収入の額	(9)	0	0	
受託工事収益の額	(10)	0	0	

H欄がマイナスの場合、資金不足額となる。

【算定式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{H ※マイナスの場合のみ}}{\text{I}}$$